

標題

日本籍の現存ガスキャリアーに対する
IGC/GC-Code 改正の件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0476
発行日 2002年8月25日

各位

ガスキャリアーに適用される IGC/GC コードの改正が今年 7 月 1 日に発効いたします。これらの改正は、新造ガスキャリアーに対して適用されますが、その一部は現存ガスキャリアー(2002 年 7 月 1 日以前に起工されたガスキャリアー)に対しても適用されます。現存ガスキャリアーに関する改正の概要は次のとおりです。

1. 貨物ホース/IGC-Code 5.7.3, GC-Code 5.4.3

2002 年 7 月 1 日以降船上に搭載される貨物ホースについては、圧力テスト等改正要件に基づくプロトタイプテストが要求されます。

2. 貨物通気装置/IGC-Code 8.2.7

設定圧力の変更に加え、圧力警報装置の設定変更も船長の立ち会いのもと主管庁に承認されたオペレーションマニュアルに従って行うことが要求されます。

本改正要件に関しまして、標準的なオペレーションマニュアルへの追記事項を添付資料 2. に記載いたしますので、本船のオペレーションマニュアルに添付、追記、または同様の内容の文章を含んだ改正マニュアルを作成していただきますようお願いいたします。

3. イナートガス製造設備/IGC-Code 9.5.3

使用されないときはホールドスペース又はインターバリアスペースへの接続を除いた貨物エリア内の貨物装置から分離されることが要求されます。上記分離要件に適合する配置図例に関しましては、添付資料 3. をご参照願います。

上記改正要件の詳細に関しましては添付資料 1. をご参照願います。

つきましては、7 月 1 日以降、即日適用要件の上記 2.、3. に従って圧力警報装置の設定圧力変更操作、及び IGG の未使用時の隔離操作(スプールピース設置が困難な場合は仮措置として止め弁を取り外して盲板を設置)を行う等の処置が必要となりますのでお知らせいたします。

また、弊会では、7 月 1 日以降実施される定期的検査時に本船が上記 2.、3. に適合していることの確認を行います。

なお、今回の IGC/GC-Code の改正に伴う適合証書の書き換えについては、従来通り運輸局において処理されます。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2017

Fax: 03-5226-2019

E-mail: hld@classnk.or.jp

添付:

1. 改正要件の詳細
2. オペレーションマニュアルに記載すべき圧力警報装置の設定変更手順
3. 現存ガスキャリアーの IGG 装置隔離の配置に関する例図

VOID

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-0476

添付 1.

改正要件の詳細

1. 船舶の貨物ホースのプロトタイプテスト/IGC-Code 5.7.3, GC-Code 5.4.3

2002年7月1日以降船舶に搭載される貨物ホースは、ホース端の装備品も完備した状態で、大気温度において0からその定格最大使用圧力の2倍以上の圧力範囲で200回の繰返し圧力によるプロトタイプテストを行ったものでなければならない。また、この繰返し圧力試験が行われた後、最も厳しい使用温度でその定格最大使用圧力の5倍以上の圧力でプロトタイプテストを行ったものでなければならない。プロトタイプテストに使用したホースは、貨物の荷役に使用してはならない。その後、製造された同型式の貨物ホースは、大気温度において定格最大使用圧力の1.5倍以上で、かつ、その破裂圧力の $\frac{5}{2}$ 以下の圧力で水圧試験を行ったものでなければならない。ホースには、その試験日、定格最大使用圧力を、また、大気温度以外の使用温度で使用する場合には許容される最高及び最低使用温度を表示しなければならない。定格最大使用圧力は、1.0Mpa(ゲージ圧)未満としてはならない。

2. 圧力逃し弁及び圧力警報装置の設定変更手順/IGC-Code8.2.7

IGC-Code8.2.6による設定圧力の変更及びIGC-Code13.4.1による警報装置の設定変更は、主官庁によって承認され、かつ、船舶のオペレーションマニュアルに記載されている手順に従って船長の監督下で行うこと。

3. IGG装置の隔離/IGC-Code9.5.3

イナートガス装置は、使用されない時にはホールドスペース又はインターバリアスペースへの接続を除いた貨物エリア内の貨物装置から分離しなければならない。

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-0476

添付 2

オペレーションマニュアルに記載すべき圧力警報装置の設定変更手順

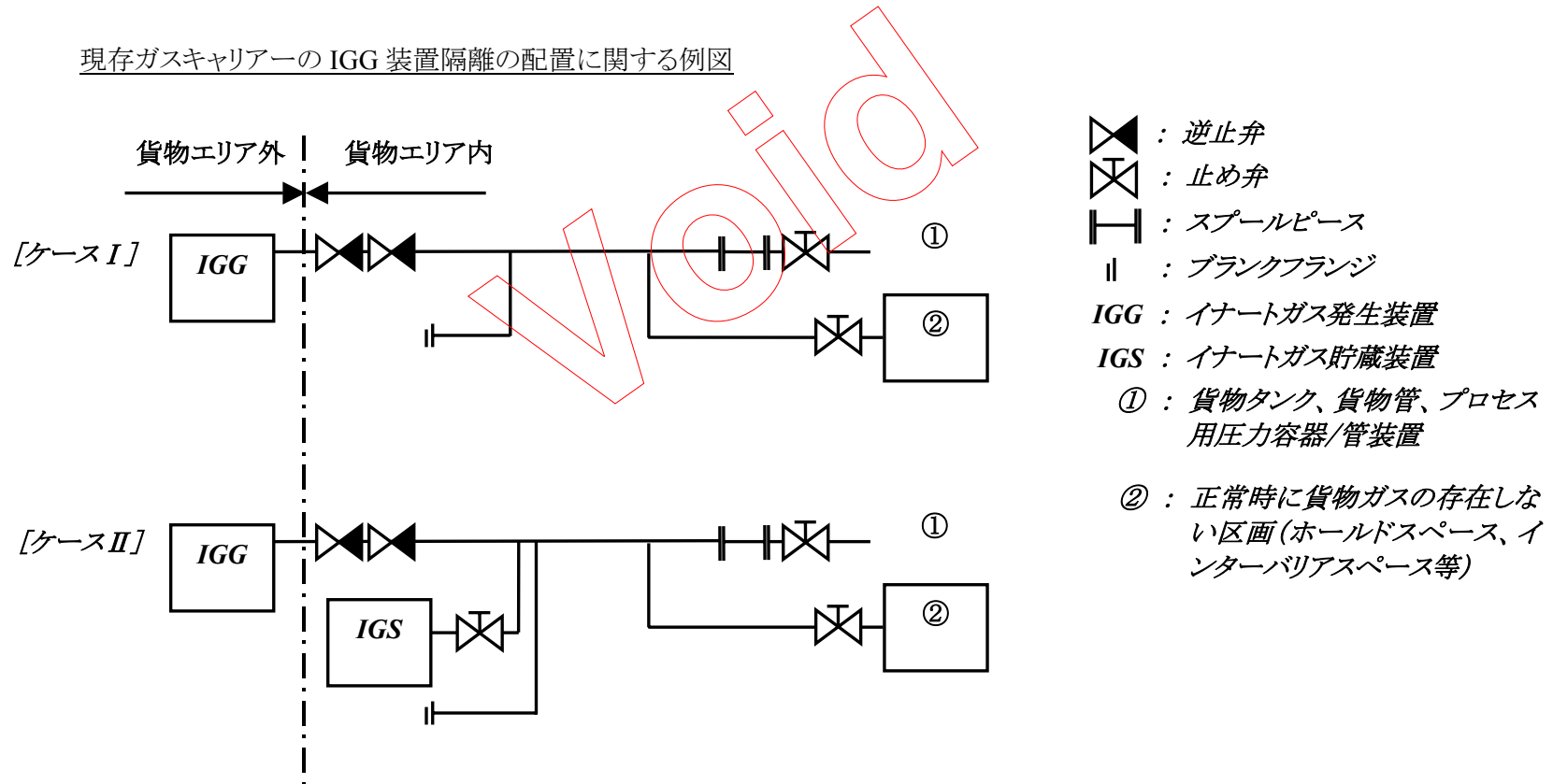
圧力逃し弁設定圧力及び圧力警報装置の設定変更手順

IGC Code 8.2.6 による設定圧力の変更及び IGC Code 13.4.1 による警報装置の設定変更は、本船に備え付けられている機器取り扱い説明書に従って船長の監督下で行わなければならない。この変更は、船舶の航海日誌に記録し、さらに、貨物コントロール室を設ける場合には、室内の標識に提示し、かつ、各逃し弁の位置にもその設定値とともに表示すること。

VOID

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-0476
添付 3

現存ガスキャリアーの IGG 装置隔離の配置に関する例図



注) *: 仮措置として現在装備されている 2 個の止め弁のうち 1 つを取り外し、盲板を取りつける事による対応でも可